平成２４年（フ）第５号
愛知県稲沢市朝府町７番10―406号
債務者　原　　憲一
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２号
北海道滝川市二の坂町東１丁目９番８号
債務者　酒井　縁子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
宮城県栗原市栗駒文字細越22番地、従前の住所秋田県秋田市手形山中町１番46号
債務者　佐藤喜美子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第８号
茨城県石岡市東石岡１丁目８番37号　坂本住宅３号
債務者　野村　玉枝
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３０５９号
名古屋市千種区春岡１丁目29番１号　シーガル池下103号
債務者　清水　恵美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９８号
仙台市青葉区折立１丁目８番10号
債務者　佐藤　秀雄
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９９号
仙台市青葉区折立１丁目８番10号
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１００号
仙台市青葉区愛子東１丁目２番19号
債務者　安達さおり
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１３号
仙台市太白区八木山弥生町22番２号　ＦｏｒｅｓｔＧｒｅｅｎ八木山101
債務者　小笠原一男
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９１号
仙台市太白区袋原４丁目22番16号
債務者　角田　信子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
福島県白河市家ノ前86番地７
債務者　我妻　昌子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１号
福島県白河市関川窪85番地　市営６―201号
債務者　眞尾　誠一
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２号
福島県西白河郡矢吹町鍋内83番地、住民票上の住所福島県西白河郡矢吹町小松252番地第７安藤ハイツ205号
債務者　石井　裕二
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
茨城県つくば市倉掛817番地３
債務者　伊波　　了
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２号
茨城県土浦市蓮河原町4916番地１
債務者　髙津　和明
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９５号
群馬県桐生市広沢町４丁目2094番地の５
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１１９号
千葉県長生郡睦沢町上市場774番地３
債務者　正木　慎一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
千葉県茂原市南吉田1124番地８　篠原ワンルームＦ202
債務者　大庭　貴男
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係